平成２８年（フ）第１６６０号
札幌市白石区本郷通８丁目北４番８号　ルミエールＫＵＲＩ一105号
債務者　佐藤美穂子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６８６号
札幌市北区北32条西８丁目２番１一307号
債務者　関下　伸彦
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６８８号
札幌市東区北７条東19丁目１番２一17号
債務者　山口　房江
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６８９号
札幌市東区本町２条３丁目５番46号　サパーハウス雅303号
債務者　山口由佳梨
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７０９号
札幌市東区北34条東５丁目１番６号　パークサイドＮ102号
債務者　大橋　奈奈
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７１０号
札幌市東区北34条東５丁目１番６号　パークサイドＮ102号
債務者　大橋　翔太
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７２９号
札幌市厚別区もみじ台南４丁目１番10一310号
債務者　永川ゆかり（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７２号
釧路市春採２丁目５番15号
債務者　向谷　弘子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第４８号
新潟県燕市白山町３丁目３番22号
債務者　田巻　泰典
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第５１号
新潟県三条市島田３丁目１番３号
債務者　大澤　正伸
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第５４号
新潟県三条市西中1495番地６
債務者　大関　伸行
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第９号
新潟県佐渡市河原田諏訪町196番地７
債務者　秋野　泰彦
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２８年（フ）第３０９号
静岡県伊東市猪戸１丁目６番７号　浅井アパート１Ｆ、前住所静岡県伊東市十足610番地の36
債務者　守安　伸典
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１８４号
静岡県富士宮市大岩285番地の４　ロイヤル宝田102号
債務者　服部　明夫
1　決定年月日時　平成28年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第６７１号
大阪府河内長野市南花台３丁目２番14一303号
債務者　左近　弘江
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６８７号
堺市南区三原台１丁３番31一304号
債務者　原　　博志
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７３４号
大阪府高石市取石４丁目９番20号
債務者　吉田　優子（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７４５号
堺市西区上野芝向ヶ丘町２丁12番８一203号、前住所堺市堺区北三国ヶ丘町８丁１番23一304号
債務者　宮本　千種
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係